

北斗市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

保険証・限度額適用認定証

更新のお知らせ



国民健康保険に

加入している方

◆新たな被保険者証を送付します

現在ご使用の被保険者証(緑色)の有効期間が7月31日をもって満了となります。

7月下旬に新しい被保険者証(えんじ色)を特定記録郵便にて郵送します。お手元に届きましたら差し替えてご使用ください。

●被保険者証の有効期限

原則毎年7月31日です。ただし、更新日までに75歳の誕生日を迎える方については、75歳の誕生日前日までとなります。

◆限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)について

入院などで医療費が高額となる場合に、窓口での支払いを所得区分に応じた自己負担限度額に抑えることができる限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)を交付しています。

現在ご使用の認定証の有効期限は7月31日をもって満了となるため、継続して使用される場合は、8月中旬に申請手続きを行ってください。

●申請に必要なもの/国民健康保険被保険者証



※代理申請の場合は、代理人の本人確認書類(運転免許証等)

●申請窓口/市役所国保医療課、総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所

問 市役所国保医療課国保係

〔内線1223〜125〕

後期高齢者医療制度に

加入している方

◆新たな被保険者証を送付します

現在ご使用の被保険者証(水色)の有効期間が7月31日をもって満了となります。

7月中旬に新しい被保険者証(黄緑色)を特定記録郵便にて郵送しますので、お手元に届きましたら差し替えてご使用ください。

◆限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しく

なります(黄色→橙色)

現在ご使用の黄色の限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)についても7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

現在認定証をお持ちで、引き続き交付対象に該当する方には、7月中

にお送りする被保険者証に同封しますので、8月1日からは橙色の認定証をご使用ください。

問 市役所国保医療課医療給付係

〔内線1233〜125〕

傷病手当金

適用期間の延長について

北斗市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者(給与等の支払いを受けている者に限る)で、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の当該感染症が疑われる症状が現れ、療養のため労務に服することができなくなった方に支給している傷病手当金の適用期間が延長されました。

●適用期間/令和2年1月1日から令和3年9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間。

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/6274.html>

問 市役所国保医療課



〔内線1223〜125〕

交通事故など、第三者の行為によりケガや病気をしたとき

相手のある事故やケンカなど、第三者の行為によって発生した傷病を「第三者行為による傷病」といいます。

第三者行為による傷病にかかると、健康保険を使用することができなくなります。また、医療費助成制度の対象者となっていない方は、医療費助成の受給者証を使用することができません。

北斗市国民健康保険の方や、医療費助成制度の対象の方で、第三者行為による傷病が原因で健康保険等を使用し治療を受けた場合は、国保医療課までご連絡ください。

●負傷原因の調査について

北斗市国民健康保険では、医療機関等からの請求(診療報酬明細書)の内容を確認しています。その内容から事故など第三者行為による傷病が疑われる場合、負傷・疾病原因についてのお問い合わせや届出のお願いをしております。

関係する書類が届きましたら、ご協力をお願いいたします。

問 市役所国保医療課国保係

〔内線125〕

